

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休息日に
当たると翌日)

(号外) 第23号 (第三種郵便物認可)

鳥取県公報

1 昭和47年3月31日 金曜日

規則

目次

◇規則 鳥取県営病院事業財務規則の一部を改正する規則

鳥取県営病院事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十五号

鳥取県営病院事業財務規則の一部を改正する規則

鳥取県営病院事業財務規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九章 決算(第六十四条・第六十五条)」を「第九章 決算(第六十四条―第六十五条の二)」に改める。

第二条第一号中「百万円以下」を「五百万円未満」に改め、同条第四号を削り、同条第三号中「百万円以下」を「五百万円未満の場合」に改め、同条を同条第四号とし、同条第二号中「十万円以下」を「五十万円未満」に改め、同条の次に次の一号を加える。

三 工事の起工の決定(契約見積積価額一件五百万円未満の場合を除く。)

第三条に次の一号を加える。

五 支出負担行為の確認を行なうこと。

第四条第二項及び第三項を次のように改める。

2 出納員は、事務長及び会計課長をもつてこれに充てる。
3 会計課長である出納員は、事務長である出納員に事故があるとき、又は事務長である出納員が欠けたときにその職務を行なう。

第四条第四項から第六項までを削り、同条第七項中「十万円」を「五十万円」に改め、同項を同条第四項とする。

第九条中「事務長である」を削る。

第十一条を次のように改める。

(帳簿の種類及び保管)

第十一条 出納員は、病院事業に関する取引を記録し、計算し、及び整理するため、次に掲げる帳簿を備え、これを保管しなければならない。

一 総勘定元帳(様式第五号)

二 内訳簿(様式第六号)

三 固定資産台帳(様式第七号)

四 企業債台帳(様式第八号)

五 収入予算執行計画整理簿(様式第九号)

六 支出予算執行計画整理簿(様式第十号)

- 七 現金出納簿(様式第十一号)
- 八 支払小切手整理簿(様式第十二号)
- 九 物品出納簿(様式第十三号)
- 十 未収金整理簿(様式第十四号)
- 十一 未払金整理簿(様式第十五号)
- 十二 預り金整理簿(様式第十六号)
- 十三 前渡金整理簿(様式第十七号)
- 十四 概算払整理簿(様式第十八号)
- 十五 隔地払整理簿(様式第十九号)
- 第十七条第一項を次のように改める。
- 病院長は、収入を測定したときは、直ちに納入通知書(様式第二十号)を発行しなければならない。ただし、その性質上納入通知書によりがた収入については、この限りでない。
- 第十七条の次に次の一条を加える。
- (督促)
- 第十七条の二 病院長は、納入通知書を発行した収入金が納期限までに納付されないときは、納期限後二十日以内に督促状を発行しなければならない。
- 2 前項の督促状に指定すべき期限は、その発行の日から十日以内としなければならない。
- 第十八条第一項及び第十九条中「事務長である」を削る。
- 第二十九条に次の二号を加える。
- 四 交際費
- 五 供託金
- 第三十条第二号を次のように改める。
- 二 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償金
- 第四十二条第一号中「金額」を「取得価額」に改める。
- 第五十四条の次に次の一条を加える。
- (検収)
- 第五十四条の二 第四十五条の規定は、固定資産を取得する場合について準用する。
- 第五十五条第二項各号列記以外の部分を次のように改める。
- 病院長は、前項の建設改良工事が完成したときは、すみやかに次の各号に定めるところにより、建設仮勘定の精算を行ない、その精算額を固定資産の当該科目に振り替えなければならない。
- 第九章第六十五条の次に次の一条を加える。
- (決算に関する報告書の提出)
- 第六十五条の二 病院長は、事業年度が終了したときは、法第三十条第一項及び第五項並びに令第十八条の二第二項の書類に準ずる書類を作成し、五月十日までに、証書類とあわせて知事に提出しなければならない。
- 様式第十二号を削り、様式第十三号を様式第十二号とし、様式第十四号を様式第十三号とし、同様式の次に次の一樣式を加える。

(様式第15号)

未 払 金 整 理 簿

住 所

氏 名

月 日	摘 要	支 払 義 務 額	支 払 日	支 払 額	未 払 額

様式第十五号を次のように改める。

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】

(様式第26号)

た な 卸 表

(分類) 年 月 日
 保管場所 検量員 ④
 検査員 ④

品 名	単 価	帳 簿 残 高			実 測			増 減	備 考
		数 量	単 価	金 額	数 量	単 価	金 額		

様式第二十六号を次のように改める。

この規則は、昭和四十七年四月一日から施行する。

附 則